

信濃川水系流域委員会中流部会 公開規定

第1条（目的）

本規定は、信濃川水系流域委員会中流部会規約第6条に基づき、信濃川水系流域委員会中流部会（以下、「部会」という。）の公開方法を定めるものである。

第2条（部会開催の通知）

部会の開催については、記者発表を行うとともに、信濃川河川事務所ウェブサイトにより一般に周知する。

第3条（部会の傍聴）

部会は傍聴可とし、傍聴に関し必要な事項は別途定めるものとする。

第4条（資料の配付）

部会で委員に配付される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、部会場で傍聴人にも配付する。

第5条（資料の公開）

部会で委員に配付された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトにて公表する。

- 事務局は、部会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、ウェブサイトにて公表する。なお、プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容は記載しないものとする。

第6条（その他）

本規定の変更や本規定に定めのない事項については、部会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和2年11月26日より施行する。